

循環器病対策推進基本計画の構成（案）

資料 2

- 法の基本理念に照らし、「循環器病の予防や普及啓発」、「保健、医療、福祉サービス提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」の3つの達成を通じて、「健康寿命の延伸、循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

全体目標

循環器病の予防や
普及啓発

保健、医療、福祉サービス
提供体制の充実

循環器病の研究推進

情報の収集提供体制の整備等（第18条）

予防

急性期

回復期～慢性期

循環器病の予防等の推進
（第12条）

循環器病を発症した
疑いがある者の搬送
及び受入れの実施に
係る体制の整備等
（第13条）

循環器病患者等の生活の
質の維持向上（第15条）

医療機関の整備等（第14条）

保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備（第16条）

保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等（第17条）

研究の促進等（第19条）

健康寿命の延伸・年齢調整死亡率の減少